令和８年度第１回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議
次　　第

日時　令和８年８月２８日（金）
１０時３０分～１２時
場所　知事公館　中会議室

１　開　会
２　挨　拶
３　議　事
(1) 第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画について
(2) 今年度の県の主な事業について
４　その他
５　閉　会

資料一覧

（資料１）第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画策定の概要について

（資料２）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画関連事業調書

（資料３）第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画関連事業一覧

（資料４）今年度の県の主な事業について

（参考資料１）第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画全文

（参考資料２）今後のスケジュール

資料１

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画策定の概要について

1_根拠

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和４年７月８日公布、同日施行）
第９条（基本計画）
1 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針　　二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策
三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（参考）条例の概要

目的(第1条)

性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

① 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。
② 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

☞ 条例の基本理念を踏まえ、計画では「理解増進」「相談体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」を基本方針に定め、３本柱で施策を推進している

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画策定の概要について

2_策定の経過

○施策推進会議：３回（５月・７月・１月）　○庁内会議：２回（６月・８月）

○県民コメント：令和７年１０月２０日（月）～１１月１６日（日）【２８日間】

＜参考＞
意 見 数：１０者（個人８・団体２）から５９件
反映状況：Ａ計画案を修正…１件　Ｂ既に対応済み…１５件　Ｃ事業の参考とする…２２件　Ｄ計画に反映しない…２０件
Ｅその他（質問等）…１件

○県議会への報告：令和８年２月定例会　○知事決裁：令和８年３月

3_策定の考え方

＜第1期計画（令和5年度～7年度）の課題＞

①県民の理解は進んできているが、十分とは言えないため、より理解を増進する必要がある

（令和7年度県政世論調査における言葉の認知度）
性的指向 81.2% 性自認 63.7% アライ 20.1% アウティング 21.2%

②にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につないでいく必要がある

＜第2期計画（令和8年度～10年度）の考え方＞

①基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充する
○新たな取組例
県政出前講座の実施や県職員アライセミナー等の開催
金融機関に対する働き掛け

②困りごとを抱えている当事者の課題解決に向けた支援体制を構築する
○取組の詳細
にじいろ県民相談に、相談者を適切な支援機関へつなぐなど、困りごとの解決方法を整理する「コンシェルジュ」を新たに配置

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画策定の概要について

4_計画の位置付け

（1）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第９条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
（2）本県の総合計画である５か年計画との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画
（3）県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画

5_計画の期間

令和８年度から令和１０年度まで

（３年間）

6_計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり　～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

7_計画の指標（3指標→4指標）

		指標	現状値	目標値	指標の定義・説明
①	2期	性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	２６．３％ （令和７年度）	３６．０％ （令和10年度）	県実施のインターネット調査において、「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した人の割合。計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を達成するため、この指標を選定。
	1期	―			
②	2期	アライの認知度	２０．１％ （令和７年度）	４２．０％ （令和10年度）	県政世論調査において、「アライという言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。第１期計画でにじいろ県民講座の参加者数が目標値を大きく上回ったことから、第２期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。
	1期	にじいろ県民講座参加者数	６６，０６７人 （令和5～7年度累計）	１８，０００人 （令和5～7年度累計）	
③	2期	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	８８．８％ （令和７年度末）	１００％ （令和10年度末）	教育局実施の調査において、教科指導（授業）で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組を実施したと回答した学校の割合。第１期計画に引き続き、授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。
	1期			１００％ （令和７年度末）	
④	2期	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	３３８社 （令和７年度末累計）	６００社 （令和10年度末累計）	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。第１期計画に引き続き、埼玉県における性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、この指標を選定。
	1期			２２０社 （令和７年度末累計）	

計画の体系		第１期計画	第２期計画
基本方針	具体的施策	推進項目	推進項目
Ⅰ性の多様性に関する理解の増進	１県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施	②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施	③県職員に対する研修等の充実
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施	④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	２性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施	②教職員等への研修の充実
		③家庭、地域社会における学習機会の提供	③家庭、地域社会における学習機会の提供
Ⅱ相談しやすい体制の充実	１相談体制の充実	①県民向け相談の実施	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施	②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施	③事業者向け相談の実施
		④（当事者からの）苦情処理の在り方の検討	—
	２県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築	②県内相談機関ネットワークの構築
Ⅲ暮らしやすい環境づくり	１安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にするＬＧＢＴＱの権利や身分に関する制度や手続きの見直し	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮	③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮	④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	⑤各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け
		⑥市町村への支援	⑥市町村への支援
		⑦民間団体に関する情報の提供	⑦関係機関・団体と連携した支援体制の構築
	２働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）	②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及
		—	④県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

検討の結果、苦情処理制度の創設ではなく、解決に向けた支援体制の構築を行うこととし、①に統合した。

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和５年度から令和７年度まで）関連事業調書

事業評価の分類
A 順調　B やや遅れている　C 遅れている

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和７年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	令和７年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
1	21	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発　ア	リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、ＳＮＳ等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	性の多様性に関する啓発資料の作成、配布 県HPによる性的マイノリティポータルサイトの作成・啓発 サイタマ人権ポータル（X）、にじいろ県民相談SNSによる啓発	基礎知識ガイド等の啓発資料を県HPで公開し、人権啓発イベント等で配布した。 県HPの性的マイノリティポータルサイトによる性の多様性に関する情報全般の発信（随時）、にじいろ県民相談SNSでの情報発信（月1回）を行った。 企業における性の多様性に関する取組の進め方等をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」をイベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。	A　順調	基礎知識ガイド等の配布や県HPでの情報発信により広く啓発することができたため。 アライチャレンジ企業未登録の企業へも直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、性の多様性に関する取組を働き掛ける等、意義のある啓発活動を実施したため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
2	21	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発　イ	性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。	①人権施策推進費 ②性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	①29,371 ②26,505	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②にじいろ県民講座による啓発	①人権・同和問題啓発講師の派遣を実施した。（99回・9,189人） ②性の多様性についての正しい理解が進むよう、にじいろ県民講座（ショート動画2本を含む、啓発動画計8本の配信）を実施した。（33,882人） ショート動画は埼玉りそな銀行の店舗や埼玉会館の大型モニターで放映した。 その他、県内にキャンパスを有する大学及び短期大学を構成員とする、「埼玉ALLY大学ネットワーク」（15大学参加）において会議を開催し、各大学の取組の情報交換を行った、（1回開催）。	A　順調	①講座の受講者数等の実施状況は順調であるため。 ②にじいろ県民講座については、現行計画の目標値（令和５～７年度累計　18,000人）を達成したため（令和５年度～７年度累計　66,067人）。 その他、埼玉ALLY大学ネットワークでは各大学等の取組の情報を共有し、各大学等で新しい取組が展開されるよう図ったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
3	21	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発　イ	性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。	①埼玉版放課後児童健全育成事業 ②保育士研修等事業	①13,692 ②1,105,616	①放課後児童支援員等を対象に実施している放課後児童クラブ初任者研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するように努める。 ②保育士等を対象に実施している研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するよう努める。	①令和７年１月～２月に２日間、合計706名の放課後児童支援員等が研修を受講した。 ②保育士等を対象に実施している研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するよう努める。	A　順調	①放課後児童支援員等が研修を受講し、性の多様性に関する理解が促進されたため。 ②保育士等が研修を受講し、性の多様性に関する理解が促進されたため。	福祉部	こども支援課
4	21	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	② 事業者向け研修の実施	事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	企業向け研修（にじいろ企業研修）の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。（派遣研修9社・オンライン研修426件）	A　順調	派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進されたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
5	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。	「彩の国さいたま人づくり広域連合」負担金	151,401	県職員を対象とした研修において、LGBTQについて学ぶ機会を設けている。	①新規採用職員研修（前期・動画課程）（人権問題概論）受講者　511人 ②主査級研修（動画課程）（人権問題概論）受講者210人 ③主幹級研修（通所課程）（ダイバーシティ推進）受講者　136人 ④ダイバーシティコミュニケーション　受講者136人	A　順調	性の多様性に関する内容を含む研修を多くの職員が受講したため。	総務部	人事課
6	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。	①人権施策推進費 ②性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 アライビジュアライズ推進事業	①29,371 ②26,505 3,176	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②職員向けのセミナー等による啓発	①新規採用職員への研修等に人権・同和問題啓発講師の派遣を実施した。（99回・9,189人） ②「県職員アライセミナー」を実施し、県職員のアライの見える化を推進した。（2回・84人）また、各所属に性の多様性の尊重推進員を配置し、推進員向けの研修を行った。「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」（改訂版）を作成し、職員に活用するよう周知した。	A　順調	職員に対し研修やハンドブックにより啓発するとともに、性の多様性尊重推進員に研修を通じて、所属全体に性的マイノリティに関する理解が広まるよう知識を拡充したため。 「県職員アライセミナー」を受講者職員にはレインボーグッズの着用を呼び掛け、アライの見える化を進めることで性的マイノリティが安心して県の機関を利用できるような環境づくりを進めたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
7	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。		0	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を基に教養資料を作成し、性の多様性に関する理解を深める教養を実施します。	「多様な性への理解」、「ＡＬＬＹ」に関する職場教養資料を作成、職員全体に周知し、性の多様性に関する理解を深める教養を実施した。	A　順調	教養資料を職員全体に周知することにより、性の多様性にかかる職員の意識向上、職場内のみならず、あらゆる警察活動における人権に配意した活動の推進を図ったため。	警察本部	警務部教養課
8	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	県HPの性的マイノリティポータルサイトによる情報発信 サイタマ人権ポータル（X）、にじいろ県民相談SNSによる情報発信 埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査、性的マイノリティに関する企業アンケート調査の実施、県政世論調査の実施	県HPの性的マイノリティポータルサイトによる性の多様性に関する情報全般の発信（随時）、にじいろ県民相談SNSでの情報発信（月2回）を行った。 企業における性の多様性に関する取組の進め方等をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」をイベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。 県政世論調査で性的マイノリティに関する調査を行った。 県内市町村のパートナーシップ制度等の実施状況について調査し、HPで公開した。	A　順調	県HPやSNSにおいて、性の多様性施策に係る発信を行ったため。 アライチャレンジ企業未登録の企業へも直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、企業の性の多様性に関する取組を発信したため。 県政世論調査により、アライの認知度等性の多様性に関する実態を把握することができたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和７年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	令和７年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
9	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	100	ダイバーシティ講演会を実施する。	男性によるトークセッション「オトコ社会の現在地―戸惑いと無自覚をめぐる座談」を実施した。 8月31日（日）参加者234人（後日動画配信含む）	A　順調	200名を超える参加者があり、満足度も80%と有意義な講演会を実施できたため。	県民生活部	男女共同参画推進センター
10	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	① 児童生徒に対する教育の実施	児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・児童生徒の発達段階に応じた啓発資料やその活用のための教職員向け指導資料集を配布し、教科指導（授業）等での活用を促す。	性の多様性に関する児童生徒の理解増進のため、公立学校の小学校５年生～高校３年生を対象に、リーフレットを配布した。 学校では、このリーフレットや教職員向け指導資料集を活用して、性の多様性についての教科指導（授業）や外部講師による講演会を実施するなどして、児童生徒の理解促進を図った。	A　順調	児童生徒の発達段階に応じた、性の多様性の尊重に関する理解増進の取組を実施できたため。	教育局	人権教育課
11	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。	私立学校人権教育研修推進費	191	・私立学校教職員人権教育研修会の実施　年９回（私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を対象に性の多様性を含む人権教育研修会を開催し、性の多様性に関する理解を深める。）	・私立学校教職員人権教育研修会の実施　年9回 研修会参加者　計760人	A　順調	人権教育研修会を開催し、私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を対象に、人権・男女共同参画課等による講演を通じ、性の多様性に関する理解を深めることができたため。	総務部	学事課
12	22	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・校長や人権教育担当者を対象とした研修会の中で、性の多様性に関する内容を取り上げる。 ・教職員向け指導資料集等を配布し、校内研修での活用を促す。	性の多様性に関する教職員の理解増進のため、公立学校の校長や人権教育担当者を対象とした研修、初任者研修などの年次研修において、性の多様性の尊重を取り上げた。 また、学校では、教職員向けリーフレットや教職員向け指導資料集等を活用した性の多様性に関する校内研修を実施するなどして、教職員の性の多様性に関する理解促進を図った。	A　順調	市町村教育委員会と連携し、性の多様性の尊重について校長や人権教育担当教員に対する研修を計画どおり実施できたため。	教育局	人権教育課
13	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	③ 家庭、地域社会における学習機会の提供	一人一人がＬＧＢＴＱの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やＰＴＡ等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・ＰＴＡ行事等での保護者向けＬＧＢＴＱ啓発動画の視聴を通して保護者等の理解を促す。	保護者向け啓発動画の視聴を促すため、動画活用の展開例やワークシートなどを盛り込んだ教職員用ガイドブックについて周知し、教職員に対してＰＴＡ活動や保護者会などでの活用を働き掛けた。	A　順調	市町村教育委員会やＰＴＡ等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める取組を進めることができたため。	教育局	人権教育課
14	24	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施　ア	「埼玉県ＬＧＢＴＱ県民相談（電話・ＬＩＮＥ）『にじいろ県民相談』」の実施を通じ、ＬＧＢＴＱが、相談しやすい体制を整備します。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	埼玉県性的マイノリティ県民相談（電話・LINE）（にじいろ県民相談）の実施	誰にも相談できずに悩んでいる性的マイノリティ当事者やその家族等から、電話、LINE及びメタバースで相談を受けた。（339件）	A　順調	性の多様性についてのあらゆる悩みに対応できたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
15	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施　イ	県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	相談機関研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に、研修会を実施した。（39団体47人参加）	A　順調	アンケートに「非常に分かりやすかった」「分かりやすかった」と回答した受講者が96%となり、県内相談業務担当者へ向けて効果的な研修を実施できたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
16	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施　イ	県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	0	関係機関から情報を収集するなどの連携に努め相談の質の向上を図っている。	相談機関研修会へ参加し、関係機関からの情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談の質の向上を図った。	A　順調	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有などを行い、相談の質を向上させたため。	県民生活部	男女共同参画推進センター
17	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施　イ	県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	精神保健福祉センター運営事業費	114,706	精神保健に関する問い合わせ、来所相談及び電話相談（埼玉県こころの電話）の実施	相談予約電話　2,193件 来所相談　661件 埼玉県こころの電話　6,017件	A　順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応できたため。	福祉部	精神保健福祉センター
18	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施　イ	県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	彩の国　よりそうみんなの電話・メール教育相談	20,753	教育相談事業（うち、電話・メール教育相談） ・学校生活、性格等に関する電話相談体制の確保（埼玉県内の小・中・高等学校に通う児童生徒等が対象）	１　児童生徒からの教育相談に対応するため、24時間365日相談可能な体制を確保し相談対応を行った。 ・対象：県内の小・中・高校生・青少年（原則として18才まで） ・電話・メール教育相談件数：6,686件（前年同期：9,708件） ２　電話・メール教育相談窓口の周知のため、ポスター及びリーフレットを県内の公立小・中・高校・特別支援学校を経由して児童・生徒に配布した。 ・ポスター及びリーフレット配布数：約20万枚	A　順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応することができたため。	教育局	総合教育センター

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和７年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	令和７年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
19	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施ウ	ＬＧＢＴＱからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。	①男女共同参画推進センター運営費（管理） ②男女共同参画推進センター運営費（事業・相談） ③困難女性支援推進事業費 ④男性DV被害者支援事業	①5,064 ②3,145 ③619 ④－	県相談機関によるＤＶ相談の実施を実施する。	県相談機関において、相談事業を実施し、さまざまな悩みについて、10,714件の相談を受けた。 うち、主訴がＤＶの相談は2,318件だった。	A　順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応できたため。	県民生活部	男女共同参画推進センター
20	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施ウ	ＬＧＢＴＱからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。		0	関係機関と意見・情報の共有をするなどし、相談体制の充実を図っている。	相談機関研修会へ参加し、関係機関からの情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談の質の向上を図った。	A　順調	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有などを行い、相談の質を向上させたため。	県民生活部	男女共同参画推進センター
21	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施ウ	ＬＧＢＴＱからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費	20,899	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」による相談受付	アイリスホットラインへの相談受付件数　2,293件	A　順調	前年度比　+8.78% 性の多様性の内容を含む相談に適切に対応できたため。	県民生活部	防犯・交通安全課
22	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施エ	国の自殺総合対策大綱17では、ＬＧＢＴＱの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。ＬＧＢＴＱなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。	自殺対策総合推進事業費	302,909	・自殺対策総合推進事業 関係機関や民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど、効果的な自殺対策の推進を図る。	・SNS相談事業 【相談件数】5,954件 【応答率】　50.0% ・ReBit（リビット）への補助 【配布部数】40部	A　順調	・SNS相談事業について、令和6年度に相談員を増員し相談を毎日受け付けることで体制の拡充を図ることができたため。 ・LGBTQの支援団体であるReBit（リビット）に補助し、県内の学校をLGBTQの子どもにとって安全に過ごせる場としたため。	保健医療部	疾病対策課
23	25	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	② 学校における相談の実施	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。 また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。	①ＳＮＳを活用した教育相談体制整備事業 ②いじめ・不登校対策相談事業 ③性の多様性を尊重した教育推進事業	①18,729 ②289,835 ③3,740	①ＳＮＳを活用した教育相談体制整備事業 ・県内の中学・高校に在籍する生徒を対象にＳＮＳを活用した相談体制の整備 ②いじめ・不登校対策相談事業 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の整備 ③性の多様性を尊重した教育推進事業 ・ＬＧＢＴＱ相談に精通した外部専門機関との連携による学校相談体制の充実 ・性的指向や性自認に悩む中学生・高校生同士の交流・相談を目的としたオンラインサロンの実施	①ＳＮＳを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応した。（相談件数 1,463件） ②スクールカウンセラーを公立学校1,069校、教育事務所4所、県立総合教育センター２所に配置するとともに、スクールカウンセラーによるオンライン相談を週５日間開設した。 スクールソーシャルワーカーを59市町村に76名、拠点となる高等学校に32校、教育事務所4所に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談を週２日間開設した。 ③性的指向や性自認に関する児童生徒や保護者からの相談対応に関して、専門的な助言等を必要とする市町村立中学校・県立学校に対し、外部専門機関から専門家を派遣し、学校における性的指向・性自認に関する相談対応の充実及び生徒の性の多様性に係る理解を深める事業を実施した。（20回） 性的指向や性自認に関する悩みを持つ中学生・高校生を対象に、オンラインサロンを実施した。（3回）	A　順調	①② 予定した窓口開設及び人員の配置ができており、整備した相談体制の中で、多くの相談を受けることができたため。 ③児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口を周知することができたため。	教育局	①②生徒指導課 ③人権教育課
24	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	③ 事業者向け相談の実施	性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいろ企業相談）の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応した。（4件）	B　やや遅れている	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で直面する課題等に対応したが、相談件数が少なかったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
25	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	④ 苦情処理のあり方の検討	性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度の在り方について検討を行います。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	性の多様性の尊重の推進を阻害する人権侵害の事案に関する苦情処理のあり方を検討	検討の結果、人権侵害等の当事者の困りごとの解決のためには、苦情処理より当事者の困りごとを解決できる支援体制の構築を行うこととし、第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の推進項目とした。	A　順調	苦情処理のあり方に結論を得たため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
26	26	Ⅱ　相談体制の充実	２ 県内相談機関への啓発	① 県内相談機関向けの研修の実施	性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	相談機関ネットワーク研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に、研修会を実施した。（39団体47人参加）	A　順調	アンケートに「非常に分かりやすかった」「分かりやすかった」と回答した受講者が96%となり、県内相談業務担当者へ向けて効果的な研修を実施できたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和７年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	令和７年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
27	26	Ⅱ　相談体制の充実	２ 県内相談機関への啓発	② 県内相談機関ネットワークの構築	各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	相談機関ネットワークの対象機関の拡充	県民相談に直接携わる職員、NPOや公益法人等の県内相談機関職員に参加を働き掛けた。	A　順調	埼玉県看護連盟など、新たに10機関が参加したため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
28	27	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	① 生計を共にするＬＧＢＴＱの権利や身分に関する制度や手続きの見直し	「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。 さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、パートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とするよう見直しする。	配偶者等を対象とした事務事業について、事実婚の者を対象としている場合、同性パートナーについても対象とすることが可能か否かを全庁的に調査し、取りまとめ結果を県HPで公開するとともに、市町村連携会議で県が見直したような同性パートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けている。（対応済み373件、見直す方向で検討35件、県独自では見直せない85件）	A　順調	県営住宅の入居者資格、県立病院の治療や手術に関する説明や同意の範囲を同性パートナーも対象としている。今回は国の見直しにより、新たに災害弔慰金の支給が同性パートナーも対象となるなど、同性パートナーの方が制度を利用できる環境の整備が進んだため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
29	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	②　埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。 また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	合理的配慮指針の策定及び各課事業の見直し	指針に基づき、県庁の各所属に性の多様性の尊重推進員を設置した。 各課において事業の見直しや書類の性別欄の選択肢を増やすといった取組を行った。	A　順調	性の多様性の尊重推進員に対し、性の多様性について研修を実施して理解を深めることができたため。 各課において、性の多様性に配慮した取組が推進されたため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
30	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮　ア	学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	性の多様性に配慮した取組に関する公立学校への周知 ・個別の配慮の具体例について、県内公立の学校に対し、校長会議、各種研修会等で周知する。	教職員への性の多様性に関する理解促進のため、性的指向・性自認に悩む児童生徒への配慮に関する研修や情報提供を行った。 「学校における性の多様性尊重取組シート」について、研修等の機会に活用の働き掛けを行い、学校の組織的な取組や相談支援体制についての確認や改善を促した。	A　順調	学校において様々な面から考えられる性の多様性に係る配慮・支援について、児童生徒や保護者の心情等を踏まえた取組を進めるよう周知できたため。	教育局	人権教育課、教育局財務課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課
31	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮　イ	ＬＧＢＴＱの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・性の多様性に関するリーフレットの活用等を通して、性的指向・性自認に悩む児童生徒、保護者を支援する団体へつなげるよう学校を支援する。	児童生徒の発達段階に応じた啓発資料を公立学校の小学校５年生～高校３年生の児童生徒に配布し、活用を促すとともに、性的指向・性自認に悩む児童生徒、保護者を支援する団体について周知し、学校での日常生活、授業、学校行事等への配慮の働き掛けを行った。	A　順調	性的指向・性自認に悩む児童生徒や保護者を支援する団体と連携できる環境づくりを支援できたため。	教育局	人権教育課
32	28	３暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアル、被災者の生活再建等の支援において、性の多様性の視点を図る。	実績なし	A　順調	令和６年度に策定されたジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための手引きにおいて、性の多様性の視点を踏まえた内容となったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
33	28	３暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。	①地域防災計画修正費 ②ー	①680 ②0円	性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実、被災者の生活再建等の支援を行う。	①埼玉県地域防災計画の総則において、「ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく」旨を定めており、性の多様性を配慮した地域防災計画を策定している。 ②県内市町村に対し、ジェンダー視点に基づいた避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実の促進を行った。	A　順調	①既に性の多様性に配慮した地域防災計画を策定しているため。 ②令和６年度策定の標準手引きについて周知を行い、市町村にジェンダー視点に基づいた避難所マニュアルの改定を促しているため。	危機管理防災部	災害対策課
34	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。		0	性の多様性に配慮した応急時の公的住宅、応急仮設住宅の供与を行う。	実績なし	A　順調	県内で応急仮設住宅供与が必要となる事例はなかったが、発生時には供与できるよう体制を整えているため。	都市整備部	住宅課
35	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ　ア	医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 医療機関へ性の多様性に配慮した取組の働きかけを行っていく。	医療機関向けのリーフレットや性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック等の啓発資料を県HPで公開した。	A　順調	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけばよいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が進んだため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
36	28	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ　ア	医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。		0	医師会への働きかけについて関係課と連携を図る。	当課ホームページ「厚生労働省等からの通知（医療機関の管理に関すること等）令和元年度以降」中「医療関係事業の皆様へお願い」において、県内医療機関に対し、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策への協力を依頼した。	A　順調	直接、医療機関に対し働き掛け、理解を得られていると思われるため。	保健医療部	医療整備課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和７年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	令和７年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
37	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけイ	不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、ＬＧＢＴＱの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 不動産業者へ性の多様性に配慮した取組の働きかけを行っていく。	不動産業界向けのリーフレットや性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック等の啓発資料を県HPで公開した。	A　順調	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけばよいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
38	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけイ	不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、ＬＧＢＴＱの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。		0	宅建業者を対象とした法定研修会において、住宅確保要配慮者についての理解、協力を求める説明を実施している。	宅地建物取引業保証協会（２団体）が実施する、宅建業者を対象とした法定研修会（集合5回・Web1回）に担当職員が講師として参加し、住宅確保要配慮者の住宅確保についての理解、協力を求める説明を行った。	A　順調	計画通りの進捗のため。	都市整備部	建築安全課
39	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけイ	不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、ＬＧＢＴＱの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。	住宅居住支援推進事業費	0	LGBTQを含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産関係団体等との連携により、不動産業者に対し、住宅セーフティネット制度の周知に努めている。	・あんしん賃貸住まいサポート店　241店 ・住宅確保要配慮者円滑支援入居賃貸登録住宅 56,355戸	A　順調	LGBTQを含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録が順調に進んでいる。	都市整備部	住宅課
40	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥ 市町村への支援	市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	市町村担当向けパートナーシップ制度に関する懇会・情報提供及び会議開催 相談機関ネットワーク研修会の実施	・全市町村に対しパートナーシップ制度に関する懇会を実施し、取りまとめ結果を共有した。 ・性の多様性施策に係る市町村連携会議を開催した（1回・56市町村出席）。 ・県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に相談機関ネットワーク研修会を実施した。（39団体47人参加） ・その他、アライシンポジウムを開催した。	A　順調	性の多様性施策に係る市町村連携会議を通じて、県内市町村の取組状況を共有できる場を設けることにより、埼玉県全体で性の多様性に関する取組を推進できた。 アライシンポジウムにおいて、好事例の共有や参加者同士で意見を出し合う場を提供することで、それぞれの所属で実践的な取組を促した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
41	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１ 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦ 民間団体に関する情報の提供	自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	民間団体の取組後援・広報	民間団体の取組について、後援を行った。（1件） にじいろ県民相談において、相談者のニーズに応じた民間団体の情報提供を行った。 その他、適宜民間団体の情報を提供した。	A　順調	後援や相談者に合わせた周知を行い、民間団体の取組の広報に寄与した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
42	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２ 働きやすい環境づくりの推進	① 事業者向け研修の実施（再掲）	事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	企業向け性的マイノリティ研修（にじいろ企業研修）の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。（派遣研修9社・オンライン研修426件） その他、アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーを開催した。	A　順調	派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進された。 アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーにおいて、好事例の共有や参加者同士で意見を出し合う場を提供することで、それぞれの所属で実践的な取組を促した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
43	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２ 働きやすい環境づくりの推進	② 事業者向け相談の実施（再掲）	性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいろ企業相談）の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応した。（4件）	B　やや遅れている	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で直面する課題等に対応したが、相談件数が少なかったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
44	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２ 働きやすい環境づくりの推進	③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、ＬＧＢＴＱが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,505	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施	性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信を行った。（累計338社登録） 令和７年度７月から、建設等の工事の入札に用いる総合評価方式における評価項目の１つとなった。 企業における性の多様性に関する取組の進め方等をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」をイベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。	A　順調	令和7年度には新たに115社の登録があり、現行計画の目標値（令和7年度末累計　220社）を達成した。 アライチャレンジ企業未登録の企業へも直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、性の多様性に関する取組を働き掛ける等、意義のある啓発活動を実施した。	県民生活部	人権・男女共同参画課

事業評価
A：42件　B:2件　C:0件　計44件

「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和８年度から令和１０年度まで） 関連事業一覧

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和８年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	担当部局	関係課
1	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発	ア　リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、ＳＮＳ等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	①性の多様性に関する啓発資料を配付する。 ②県HPによる性的マイノリティポータルサイトの作成・啓発を行う。 ③サイタマ人権ポータル（X）、にじいろ県民相談SNSによる啓発を行う。 ④にじいろ県民講座による啓発を行う。	県民生活部	人権・男女共同参画課
2	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発	イ　県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	県政出前講座による地域及び団体等に対する啓発を行う。	県民生活部	人権・男女共同参画課
3	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発	イ　県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】		0	県政出前講座による保護者や地域住民に対する啓発を行う。	教育局	人権教育課
4	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発	ウ　性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、こどもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。	①人権施策推進費 ②・③性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	①29,742 ②・③26,958	①人権・同和問題啓発講師による啓発を行う。 ②にじいろ県民講座による啓発を行う。 ③「ＡＬＬＹ大学ネットワーク」においてネットワーク会議を開催し、性の多様性に関する取組や課題を共有し、各大学等における取組を促す。	県民生活部	人権・男女共同参画課
5	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	①　性の多様性に関する意識啓発	ウ　性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、こどもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。	①埼玉版放課後児童健全育成事業 ②保育士研修等事業	①15,294 ②1,195,092	①放課後児童支援員等を対象に実施している放課後児童支援員資質向上研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するように努める。 ②保育士等を対象に実施している研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するよう努める。	福祉部	こども支援課
6	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	②　事業者向け研修の実施	事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修」を実施します。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	事業者のニーズに合わせ、にじいろ企業研修【基礎編】及び同【実践編】を実施する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
7	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。	「彩の国さいたま人づくり広域連合」負担金	156,133	県職員を対象とした研修において、性の多様性について学ぶ機会を設ける。	総務部	人事課
8	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】	①人権施策推進費 ②・④性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 ③アライビジュアライズ推進事業	①29,742 ②・④26,958 ③1,803	①人権・同和問題啓発講師による啓発を行う。 ②「性の多様性に関するデジタルハンドブック」による職員への啓発を行う。 ③「県職員アライセミナー」を開催し、職員の理解を深める。 ④性の多様性の尊重推進員研修を実施し、職員の理解を深める。	県民生活部	人権・男女共同参画課
9	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】		0	県職員向けに性の多様性の内容を含む研修を実施するとともに、「性の多様性に関するデジタルハンドブック」等を活用し、職員への啓発を行う。	教育局	総務課、人権教育課
10	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	③　県職員に対する研修等の実施	当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】		0	「性の多様性に関するデジタルハンドブック」を基に教養資料を作成し、性の多様性に関する理解を深める教養を実施する。	警察本部	警務部教養課
11	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	ア　あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。		0	①性の多様性に関する啓発資料を配付する。 ②県HPによる性的マイノリティポータルサイトの作成・啓発を行う。 ③サイタマ人権ポータル（X）、にじいろ県民相談SNSによる啓発を行う。 ④にじいろ県民講座による啓発を行う。	県民生活部	人権・男女共同参画課
12	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	ア　あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	110	ダイバーシティ講演会の実施を実施する。	県民生活部	男女共同参画推進センター
13	24	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１ 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	イ　全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	ネットワーク会議において、性の多様性に関する取組や課題を共有し、各大学等における取組を促す。	県民生活部	人権・男女共同参画課
14	25	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	① 児童生徒に対する教育の実施	児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。		0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・児童生徒の発達段階に応じた啓発資料やその活用のための教職員向け指導資料集を配布し、教科指導（授業）等での活用を促す。	教育局	人権教育課
15	25	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。	私立学校人権教育研修推進費	191	・私立学校教職員人権教育研修会の実施 （私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を対象に性の多様性を含む人権教育研修会を開催し、性の多様性に関する理解を深める。）	総務部	学事課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和８年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	担当部局	関係課
16	25	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。		0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・校長や人権教育担当者を対象とした研修会の中で、性の多様性に関する内容を取り上げる。 ・教職員向け指導資料集等を配布し、校内研修での活用を促す。	教育局	人権教育課
17	25	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	③ 家庭、地域社会における学習機会の提供	市町村教育委員会やＰＴＡ等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。		0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・ＰＴＡ行事等での保護者向けＬＧＢＴＱ啓発動画の視聴を通して保護者等の理解を促す。	教育局	人権教育課
18	23	Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	２ 性の多様性に係る人権教育の推進	③ 家庭、地域社会における学習機会の提供	市町村教育委員会やＰＴＡ等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。		0	県政出前講座による保護者や地域住民に対する啓発を行う。	教育局	人権教育課
19	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ア　「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	埼玉県性的マイノリティ県民相談（にじいろ県民相談）を実施する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
20	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	イ　アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	にじいろ県民相談での相談内容に応じ、支援を必要としている相談者を適時適切に専門支援機関（弁護士会等）に引き継ぐことができるよう、当該機関との連携強化を図る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
21	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	相談機関研修会を実施する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
22	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	にじいろ県民相談とユースクリニックが補完し合えるよう連携する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
23	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。		0	関係機関から情報を収集するなどの連携に努め相談の質の向上を図る。	県民生活部	男女共同参画推進センター
24	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	精神保健福祉センター運営費	114,706	精神保健に関する問合せ、来所相談及び電話相談（埼玉県こころの電話）を実施する。	福祉部	精神保健福祉センター
25	26	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。	教育相談事業	24,515	教育相談事業（うち、電話・メール教育相談） ・学校生活、性格等に関する電話相談体制の確保（埼玉県内の小・中・高等学校に通う児童生徒等が対象）	教育局	総合教育センター
26	27	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	エ　ＤＶや性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。	①男女共同参画推進センター運営費（管理） ②男女共同参画推進センター運営費（事業・相談） ③困難女性支援推進事業費 ④男性ＤＶ被害者支援事業	①5,398 ②3,277 ③579 ④3,872	県相談機関によるＤＶ相談を実施する。	県民生活部	男女共同参画推進センター
27	27	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	エ　ＤＶや性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。		0	関係機関と意見・情報の共有をするなどし、相談体制の充実を図る。	県民生活部	男女共同参画推進センター
28	27	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	エ　ＤＶや性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費	21,304	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」による相談受付を行う。	県民生活部	防犯・交通安全課
29	27	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	① 県民向け相談体制の実施	オ　国の自殺総合対策大綱では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。	自殺対策総合推進事業費	321,054	自殺対策総合推進事業 ・関係機関や民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど、効果的な自殺対策の推進を図る。	保健医療部	疾病対策課
30	27	Ⅱ　相談体制の充実	１ 相談体制の充実	② 学校における相談の実施	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。 また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。	①ＳＮＳを活用した教育相談体制整備事業 ②いじめ・不登校対策相談事業 ③性の多様性を尊重した教育推進事業	①9,987 ②345,114 ③3,740	①ＳＮＳを活用した教育相談体制整備事業 ・県内の中学・高校に在籍する生徒を対象にＳＮＳを活用した相談体制の整備 ②いじめ・不登校対策相談事業 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の整備 ③性の多様性を尊重した教育推進事業 ・性的マイノリティ相談に精通した外部専門機関との連携による学校相談体制の充実 ・性的指向や性自認に悩む中学生・高校生同士の交流・相談を目的としたオンラインサロンの実施	教育局	①②生徒指導課 ③人権教育課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和８年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	担当部局	関係課
31	27	Ⅱ　相談体制の充実	１　相談体制の充実	③ 事業者向け相談の実施	性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談」を実施します。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいろ企業相談）を実施し、事業者からの相談に対応する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
32	28	Ⅱ　相談体制の充実	２　県内相談機関への啓発	① 県内相談機関向け研修の実施	性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	相談機関研修会を実施するとともに、埼玉県アライシンポジウム等において課題等を共有し、連携を図る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
33	28	Ⅱ　相談体制の充実	２　県内相談機関への啓発	② 県内相談機関ネットワークの構築	各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	相談機関研修会の対象機関の拡充を図る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
34	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続きの見直し	ア　「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「法律上同性のパートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。 さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者に働き掛けを行っていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	事実婚を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、パートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、同性パートナーも同様に対象とするよう見直しを進める。	県民生活部	人権・男女共同参画課
35	29	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続きの見直し	イ　法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないよう、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うとともに、性の多様性に関する理解増進を図るよう国へ要望活動を行う。	県民生活部	人権・男女共同参画課
36	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	②　埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	ア　埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。 また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	合理的配慮指針に基づき、各課事業の見直しを進める。	県民生活部	人権・男女共同参画課
37	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	②　埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	イ　「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】	アライビジュアライズ推進事業	1,803	「県職員アライセミナー」により、アライを増やすとともに、レインボーグッズの着用により見える化を図る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
38	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮	ア　学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。		0	性の多様性に配慮した取組に関する公立学校への周知 ・個別の配慮の具体例について、県内公立の学校に対し、校長会議、各種研修会等で周知する。	教育局	人権教育課、教育局財務課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課
39	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮	イ　性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。		0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・性の多様性に関するリーフレットの活用等を通して、性的指向・性自認に悩む児童生徒、保護者を支援する団体へつなげるよう学校を支援する。	教育局	人権教育課
40	30	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮	ウ　全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。（再掲）	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	ネットワーク会議や「埼玉県アライシンポジウム」において、性の多様性に関する取組や課題を共有し、各大学等における取組を促す。	県民生活部	人権・男女共同参画課
41	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	防災対策において性の多様性に関する情報提供を行うなど、関係課と連携を図る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
42	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。		0	性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を行う。	危機管理防災部	災害対策課
43	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	④　防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。		0	性の多様性に配慮した応急時の公的住宅、応急仮設住宅の供与を行う。	都市整備部	住宅課
44	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	ア　医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 医療機関へ性の多様性に配慮した取組の働き掛けを行っていく。	県民生活部	人権・男女共同参画課
45	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	ア　医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。		0	医師会への働き掛けについて関係課と連携を図る。	保健医療部	医療整備課
46	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	イ　不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 不動産業者へ性の多様性に配慮した取組の働き掛けを行っていく。	県民生活部	人権・男女共同参画課
47	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	イ　不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。		0	宅建業者を対象とした法定研修会において、住宅確保要配慮者についての理解、協力を求める説明を実施する。	都市整備部	建築安全課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目		事業名	令和８年度当初予算額（単位：千円）	事業・取組	担当部局	関係課
48	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	イ　不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。	住宅居住支援推進事業費	0	性的マイノリティを含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産関係団体等との連携により、不動産業者に対し、住宅セーフティネット制度の周知に努めている。	都市整備部	住宅課
49	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	ウ　金融機関に対し、周知の場を設けるなど部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 金融機関に対し、会議の場等を活用し、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛ける。	県民生活部	人権・男女共同参画課
50	31	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	ウ　金融機関に対し、周知の場を設けるなど部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】		0	金融機関への働き掛けについて関係課と連携を図る。	産業労働部	経営・金融支援課
51	32	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑥ 市町村への支援	「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	以下の取組により、市町村に必要な取組を支援する。 ・市町村担当向けパートナーシップ制度等に関する懇会の実施及び回答の共有 ・埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議の開催 ・相談機関研修会の実施 ・「埼玉県アライシンポジウム」の開催	県民生活部	人権・男女共同参画課
52	32	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑦ 民間団体に関する情報の提供	ア　自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	民間団体の取組について、後援・広報を行う。 にじいろ県民相談等において、適宜情報提供を行う。	県民生活部	人権・男女共同参画課
53	32	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑦ 民間団体に関する情報の提供	イ　経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。【新規】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	会議等の場を活用し、経済団体等を通じて、事業者に性の多様性に配慮した事業活動等を働き掛ける。	県民生活部	人権・男女共同参画課
54	32	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	１　安心して生活できる環境づくりの推進	⑦ 民間団体に関する情報の提供	イ　経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。【新規】		0	事業者への働き掛けについて関係課と連携を図る。	産業労働部	産業労働政策課
55	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	① 事業者向け研修の実施（再掲）	事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	事業者のニーズに合わせ、にじいろ企業研修【基礎編】及び同【実践編】を実施する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
56	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	② 事業者向け相談の実施（再掲）	性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいろ企業相談）を設置し、事業者からの相談に対応する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
57	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、登録後も更新等の機会を捉えて取組状況を確認するとともに、更に取組が進むよう好事例について横展開を図ってまいります。	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度を実施する。 「埼玉県アライシンポジウム」を開催し、企業に更なる実践的な取組を促す。	県民生活部	人権・男女共同参画課
58	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	ア　当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）	「彩の国さいたま人づくり広域連合」負担金	156,133	県職員を対象とした研修において、性の多様性について学ぶ機会を設けている。	総務部	人事課
59	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	ア　当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 アライビジュアライズ推進事業	26,958 1,803	以下の取組により、性的マイノリティである県職員が安心して働ける環境を整える。 ①「県職員アライセミナー」を開催し、受講者にレインボーグッズを着用してもらうことでアライを表明する県職員を増やす。 ②性の多様性の尊重推進員研修を実施し、職員の理解を深める。	県民生活部	人権・男女共同参画課
60	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	ア　当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）		0	職員向けに性の多様性の内容を含む研修を実施するとともに、「性の多様性に関するデジタルハンドブック」等を活用し、職員への啓発を行う。	教育局	総務課　人権教育課
61	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	ア　当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	「性の多様性に関するデジタルハンドブック」を基に教養資料を作成し、性の多様性に関する理解を深める教養を実施する。	警察本部	警務部教養課
62	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	イ　性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】	職員健康管理事業	93,028	定期健康診断時等における性の多様性に配慮した福利厚生制度を職員に周知する。	総務部	職員健康支援課
63	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	イ　性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	26,958	性の多様性に関するデジタルハンドブックにより、性の多様性に配慮した制度を職員に周知する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
64	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	イ　性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】		0	「性の多様性に関するデジタルハンドブック」を活用し、性の多様性に配慮した制度について、職員に周知する。	教育局	総務課　人権教育課
65	33	Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	２　働きやすい環境づくりの推進	④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】	イ　性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】		0	定期健康診断時等における性の多様性に配慮した福利厚生制度を職員に周知する。	警察本部	厚生課

今年度の県の主な事業について

資料4

理解増進

性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向け・企業向けに啓発を行う。

①にじいろ県民講座（動画配信）
（令和8年4月～）

②にじいろ企業研修
基礎編：動画配信
（令和8年7月～）
実践編：講師派遣
（令和8年5月～）

③埼玉ALLY大学ネットワーク
ネットワーク会議の開催

④県政出前講座



相談体制の充実

性的マイノリティ当事者等からの相談を受ける。

①にじいろ県民相談
（県民向け相談窓口）
電話、LINEによる相談
（令和8年4月～）

②にじいろ企業相談
（企業向け相談窓口）
（令和8年5月～）



暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティが安心して生活できる環境づくりのための施策を検討し、実施する。

①権利や身分に関する県の制度や手続きの見直し（随時）

②埼玉県アライチャレンジ企業登録制度（随時）



③市町村連携会議

④埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

⑤Tokyo Prideへの出展
（令和8年6月）

⑥県職員アライセミナーの開催
（令和8年7月）

⑥県職員アライコミュニティの運営
（令和8年9月・令和9年1月）

⑦アライシンポジウムの開催
（令和8年11月）

性の多様性を尊重した社会づくりの推進　【予算額】28，761千円

人権・男女共同参画課 性の多様性尊重推進担当

目　的

全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す。

事業概要

1 ALLYをビジュアライズ　1，803千円

当事者に安心感を与えるとともにアライを増やしていくため、アライをビジュアライズ（見える化）する。

（1）職員をビジュアライズ　１，３９９千円

・当事者との対話を取り入れた実践的な県職員セミナーを実施
・県職員アライセミナー受講者等へレインボーグッズを配付し、業務で着用



レインボーグッズ
（イメージ）

（2）県の取組をビジュアライズ　４０４千円

・国内最大級の性的マイノリティイベントである「Ｔｏｋｙｏ　Ｐｒｉｄｅ」へ出展し、県の取組を県民や企業へ発信

2 性の多様性を尊重した社会づくりの推進　26，958千円

（1）理解の増進　７，８５１千円

・性の多様性に関する正しい理解が進むよう県民・企業向けに啓発を実施
・埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワークを拡大し、県内大学・短期大学へ性の多様性に関する取組を推進

拡充内容
- 金融機関向けリーフレットの作成
- 県政出前講座の実施



埼玉県アライチャレンジ企業
シンボルマーク

（2）相談体制の充実　１６，８７０千円

・性的指向や性自認に悩む当事者や家族・友人向けに「にじいろ県民相談」を実施
・性の多様性に関する取組に悩む企業向けに「にじいろ企業相談」を実施

拡充内容
- にじいろ県民講座にコンシェルジュ配置

（3）暮らしやすい環境づくり　２，２３７千円

・県内企業や事業所等に「埼玉県アライチャレンジ企業」への登録を働き掛け
・企業・大学・市町村等が一同に会するシンポジウムを実施し、実践的な取組を促進
・性の多様性に関する施策推進会議や市町村連携会議を実施



令和8年度県職員アライセミナーの様子

学校における性の多様性尊重について以下のとおり取組を推進

理解増進

性の多様性に係る人権教育の推進

①児童生徒に対する教育の実施



・児童生徒用リーフレットの電子データを小学校5年生～高校3年生の児童生徒へ配布

・児童生徒用リーフレット活用のための教職員向け指導資料集の電子データを各学校へ配布

②教職員等への研修の実施

各種研修会で、性の多様性に関する内容を説明

③家庭、地域社会における学習機会の提供

・保護者向け啓発動画

・県政出前講座（R8年度～）

相談体制の充実

学校における相談の実施

①性の多様性に係る学校支援の実施

学校からの要請に応じ、性的指向・性自認に関して深い知識を持つ専門家を派遣（20回）

②オンラインサロンの実施

性的指向・性自認で悩みを抱える中学生・高校生同士のオンライン上の交流会を実施（3回）

暮らしやすい環境づくり

学校における性の多様性への配慮

児童生徒用リーフレットの配布 【再掲】

児童生徒用リーフレットの電子データを小学校5年生～高校3年生の児童生徒へ配布



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

参考資料１

第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

（令和８年度～令和１０年度）

彩の国 埼玉県



埼玉県マスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

ごあいさつ



性的マイノリティの方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、見えないマイノリティと言われています。性の多様性を尊重した社会づくりを推進することは、性的マイノリティへの支援にとどまらず、全ての人が安心して生活できる社会にもつながり、その実現に向けた環境づくりを進めていくことは県の責務です。

本県では、令和４年７月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、この条例に基づき令和５年度から令和７年度までを計画期間とする「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

この間、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、公布・施行されたほか、最高裁判所で、同性パートナーが犯罪被害者等給付金の支給対象遺族に該当するとの判決が出されるなど、社会情勢は変化しつつあります。

そこで、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、令和８年度から令和 10 年度までを計画期間とする「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」を策定いたしました。本計画では引き続き、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三つの基本方針の下、具体的施策を拡充し、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指してまいります。

計画の推進に当たっては、県はもとより、市町村、県民、事業者及び民間団体の皆様と連携し、取り組んでいく必要があります。皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様や県民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和８年３月　埼玉県知事 大野元裕

目次

第１章　計画策定に当たって・・・

第1章　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨

性的マイノリティ[1]は周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティが暮らしやすい環境づくりや性の多様性[2]に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

本県では、令和４年（２０２２年）７月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例[3]」の基本理念を踏まえ、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和５年度（２０２３年度）～令和７年度（２０２５年度））（以下「第１期計画」という。）を策定し、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三本柱で取組を推進してきました。

この間、国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律[4]」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。

県では現行の第１期計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを更に進めるため、「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和８年度（２０２６年度）～令和１０年度（２０２８年度））（以下「第２期計画」という。）を策定するものです。

1　同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
2　性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。県は、あらゆる場において、全ての人の多様な性が尊重されるよう取組を進める。
3　令和４年７月８日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。
4　令和５年６月23日施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

２　計画の位置付け

（１）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第９条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

（２）本県の総合計画である埼玉県５か年計画との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。

（３）県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議[5]の検討を踏まえ、市町村、学校、県民、事業者及び民間団体等と連携して施策の推進に取り組むための計画です。

３　計画の期間

令和８年度（２０２６年度）から令和１０年度（２０２８年度）までの３年間

４　性の多様性に関する本県の状況

（１）性的マイノリティが置かれた状況

県では、性的マイノリティについて、県民の性的指向[6]や性自認[7]、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和２年度（２０２０年度）に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は 3.3%（有効回収数：5,606 件）でした。

①　こころの状況等に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外との比較

最近１か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

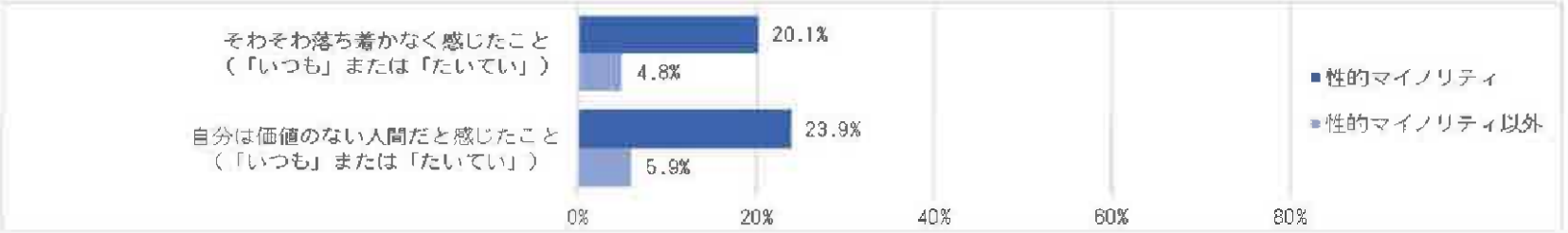
5　埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

6　自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

7　自己の性別についての認識。

〈最近１か月間のこころの状況について〉

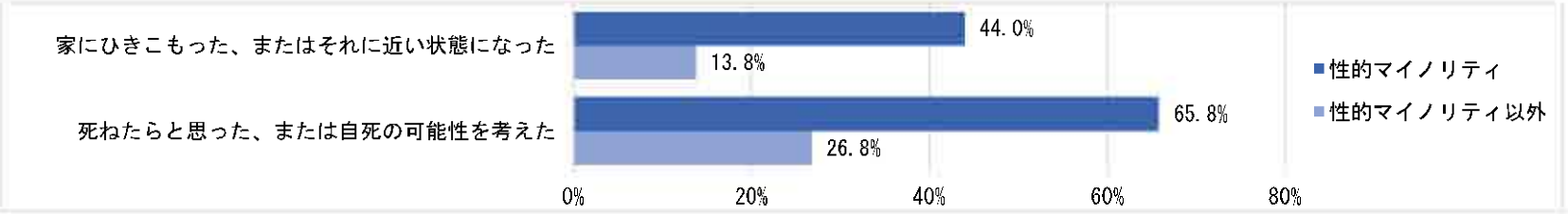
(n=5,606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

〈精神的に追い込まれた経験〉

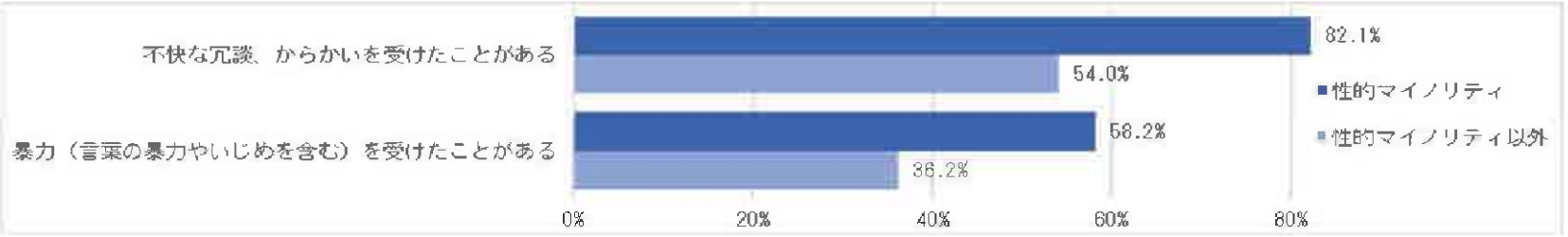
(n=5,606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5,606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

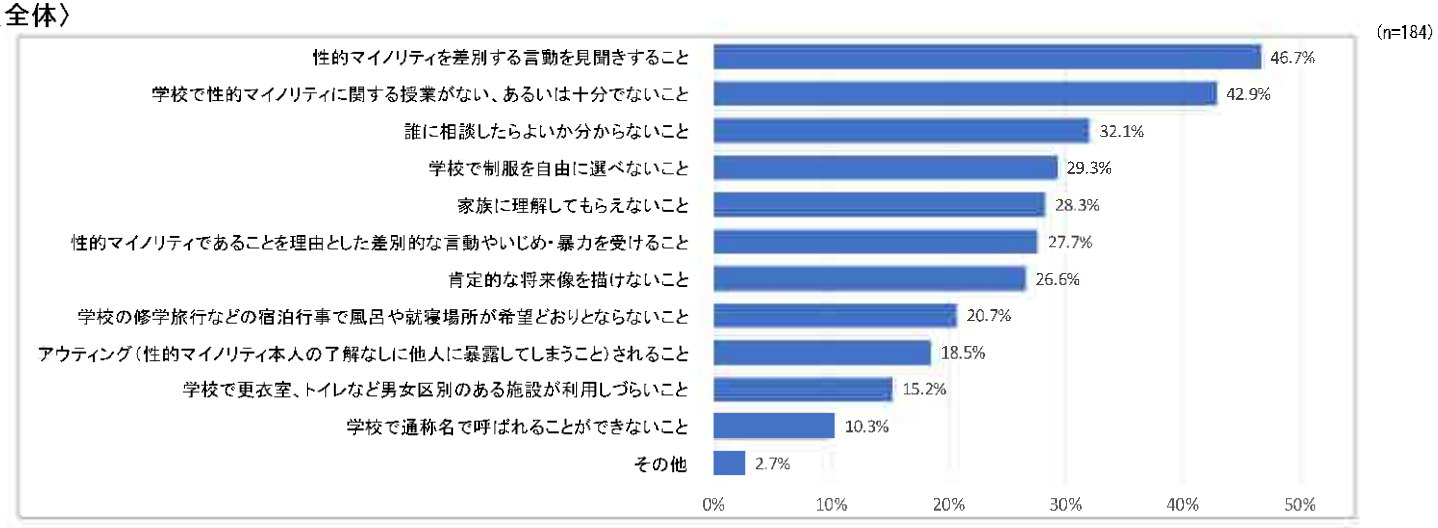
② 学生時代における性的マイノリティが置かれた状況

ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%) の順に多くなっています。

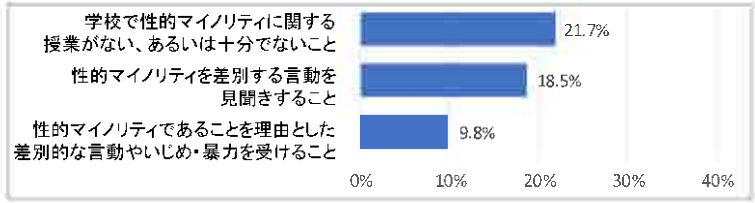
悩んだ時期についてみると、時期別上位３項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

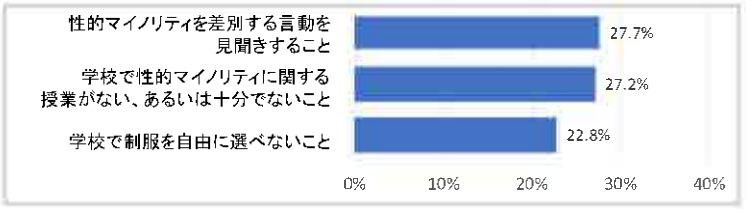


〈時期別上位3項目〉

・小学校4～6年生の頃



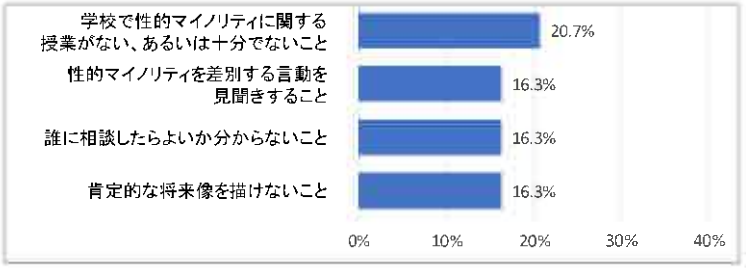
・中学校の頃



・高等学校の頃



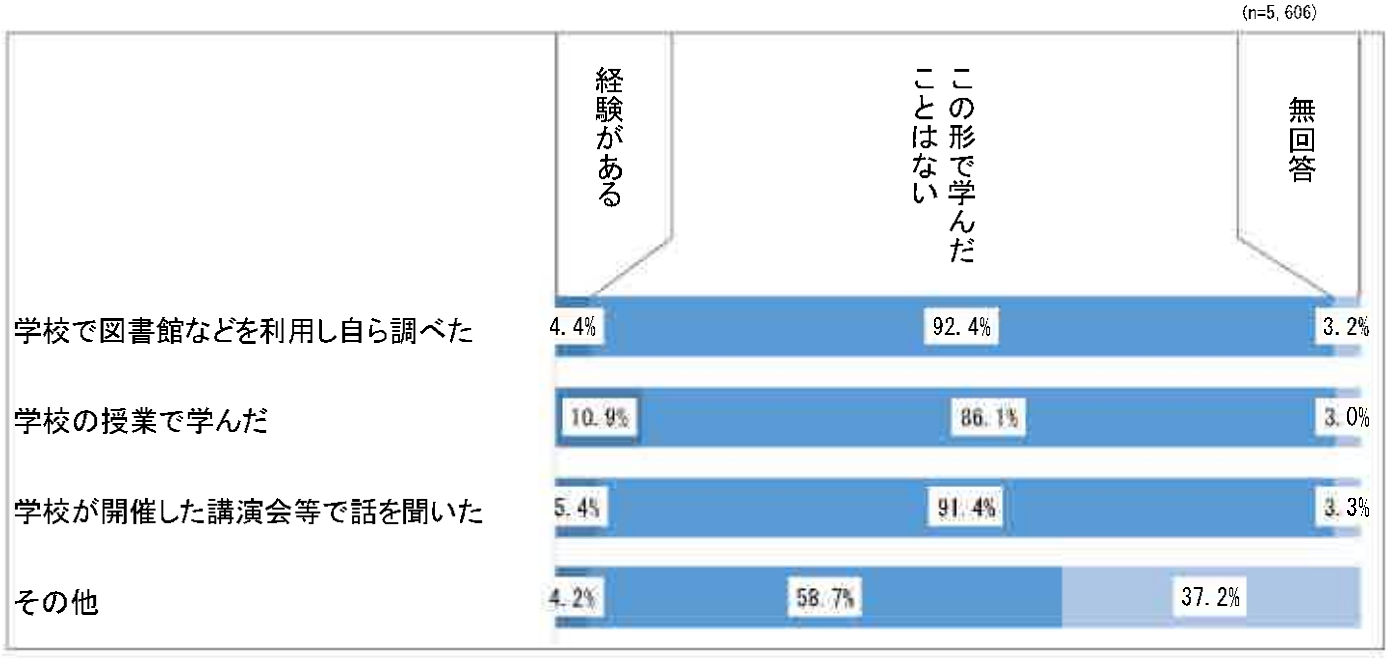
・高等学校以降の学校（大学等）の頃



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

イ　学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

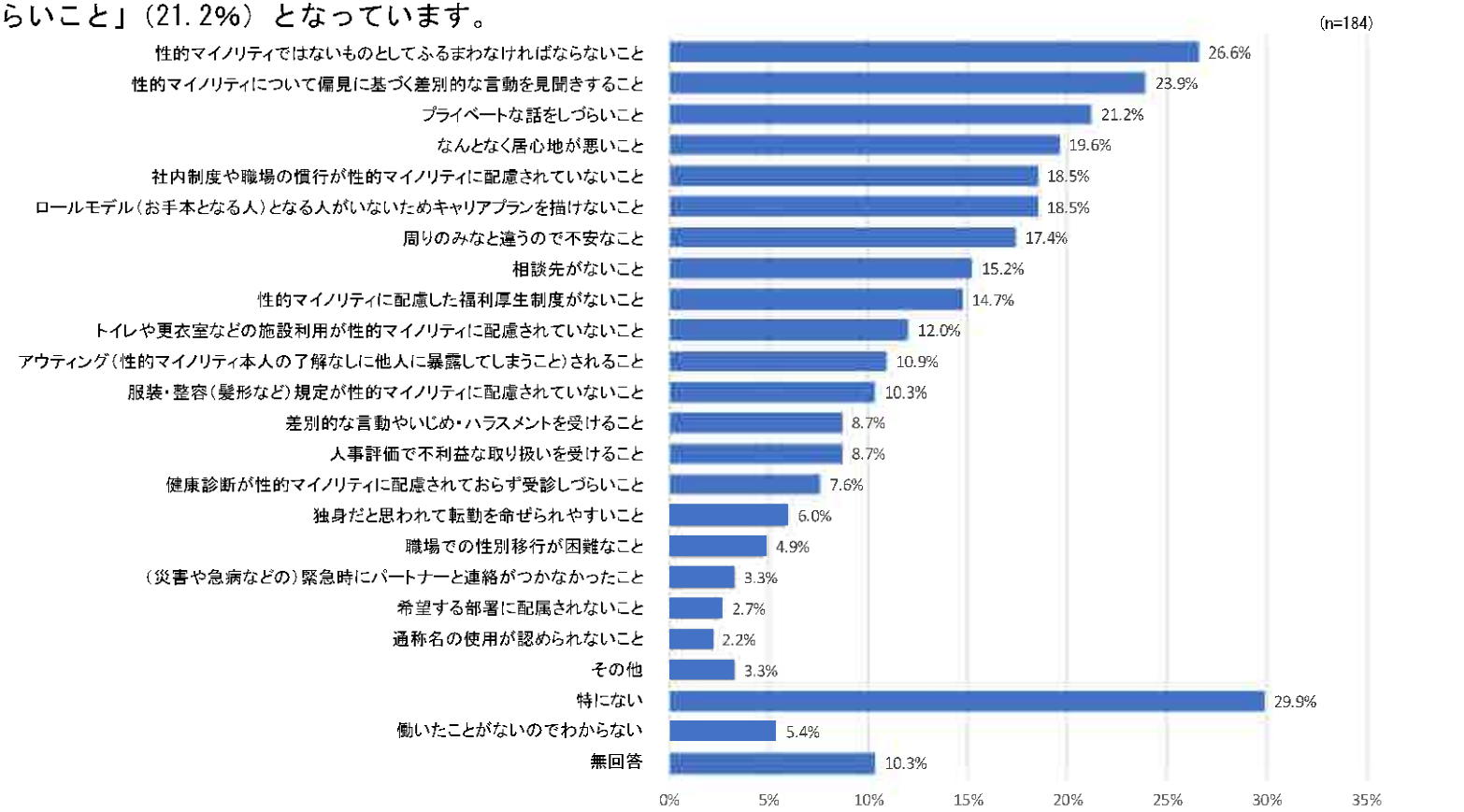
	≪経験がある≫			
	学校で図書館などを利用し自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

③　職場における性的マイノリティが置かれた状況

～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～

悩んだことについてみると 、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%) 、「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%) 、「プライベートな話をしづらいこと」(21.2%) となっています。

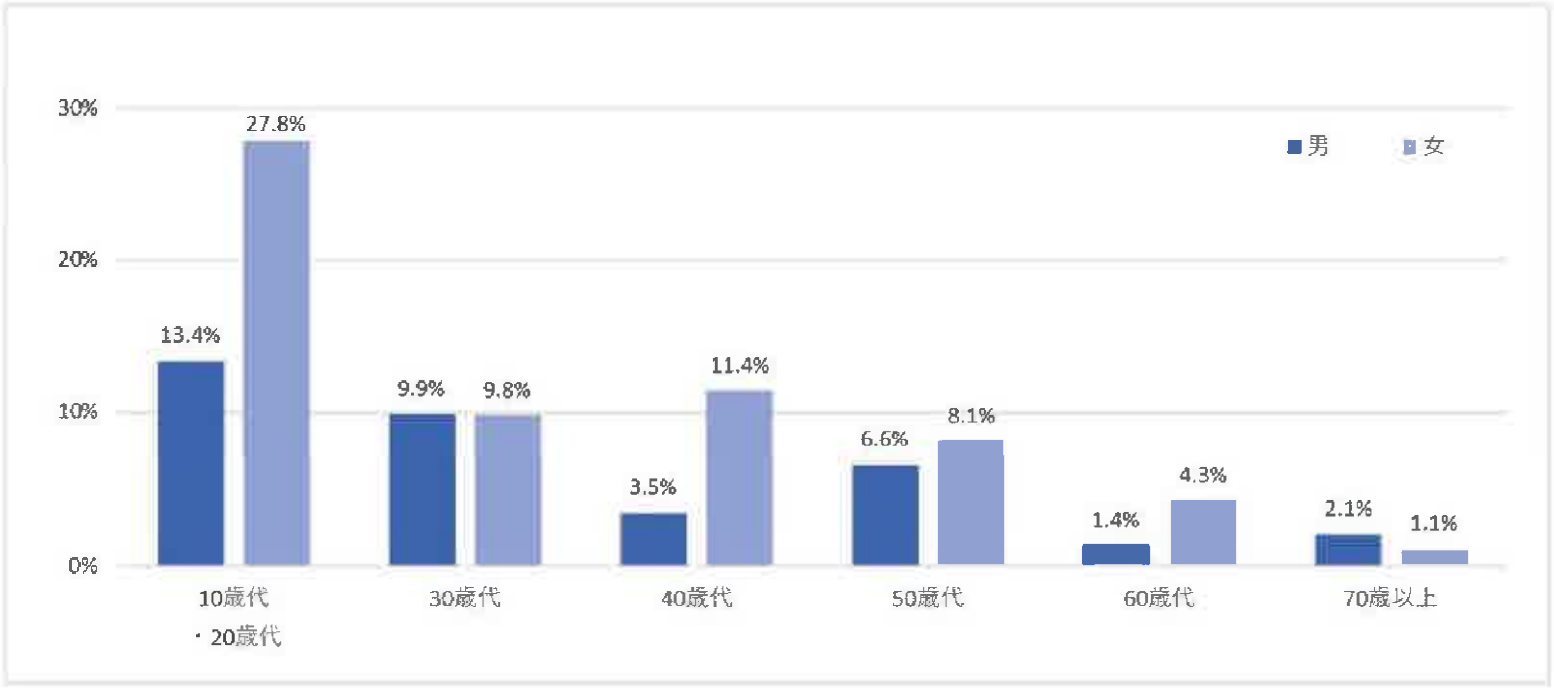


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和２年度)

（２）共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和３年度（２０２１年度）に実施した県の「県政世論調査」によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「性的マイノリティへの理解促進」と回答した方の割合は、10 歳代（18・19 歳）・20 歳代（27.8%）の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

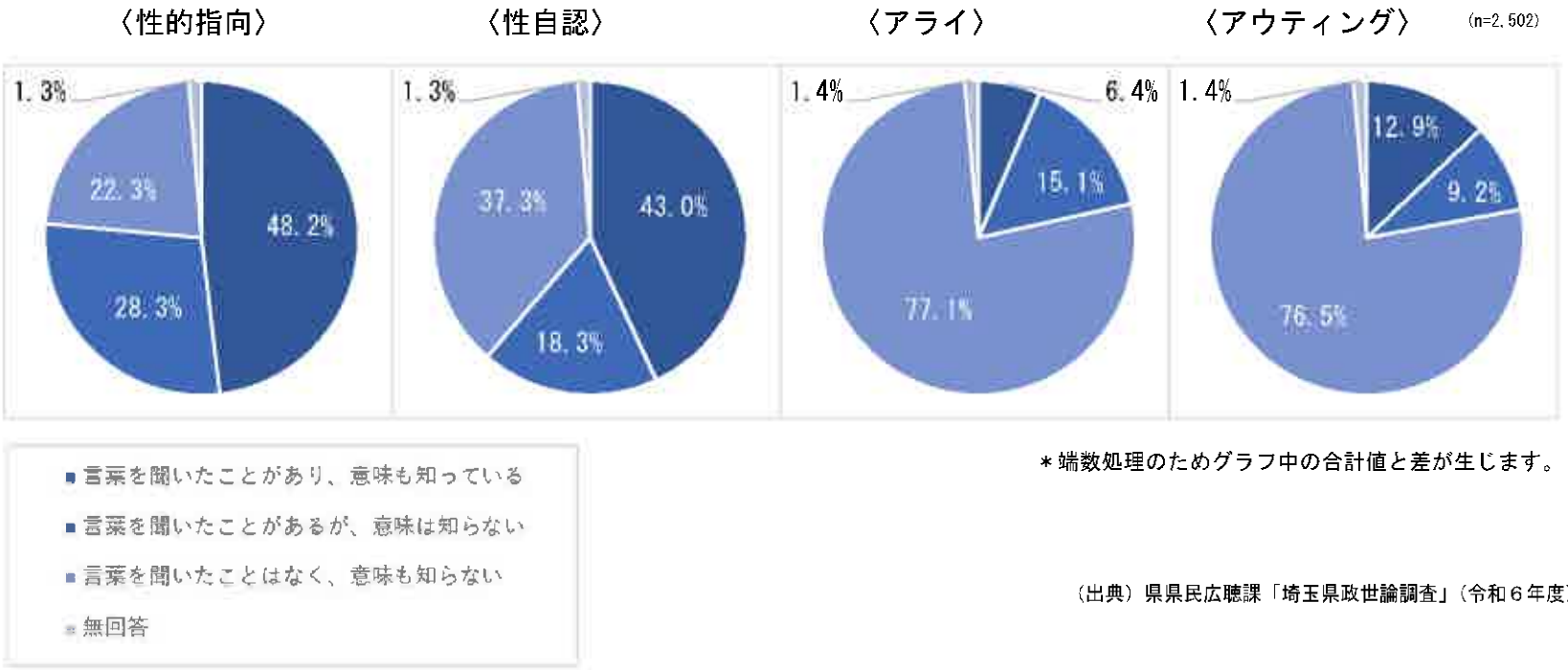
(n=2,767)



（出典）県県民広聴課「埼玉県政世論調査」（令和３年度）

（３）性の多様性に関する言葉の認知度

令和６年度（２０２４年度）に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがある」がそれぞれ 76.5%、61.4%である一方、「アライ[8]」「アウティング[9]」はそれぞれ 21.6%、22.1%となっています。



＊端数処理のためグラフ中の合計値と差が生じます。

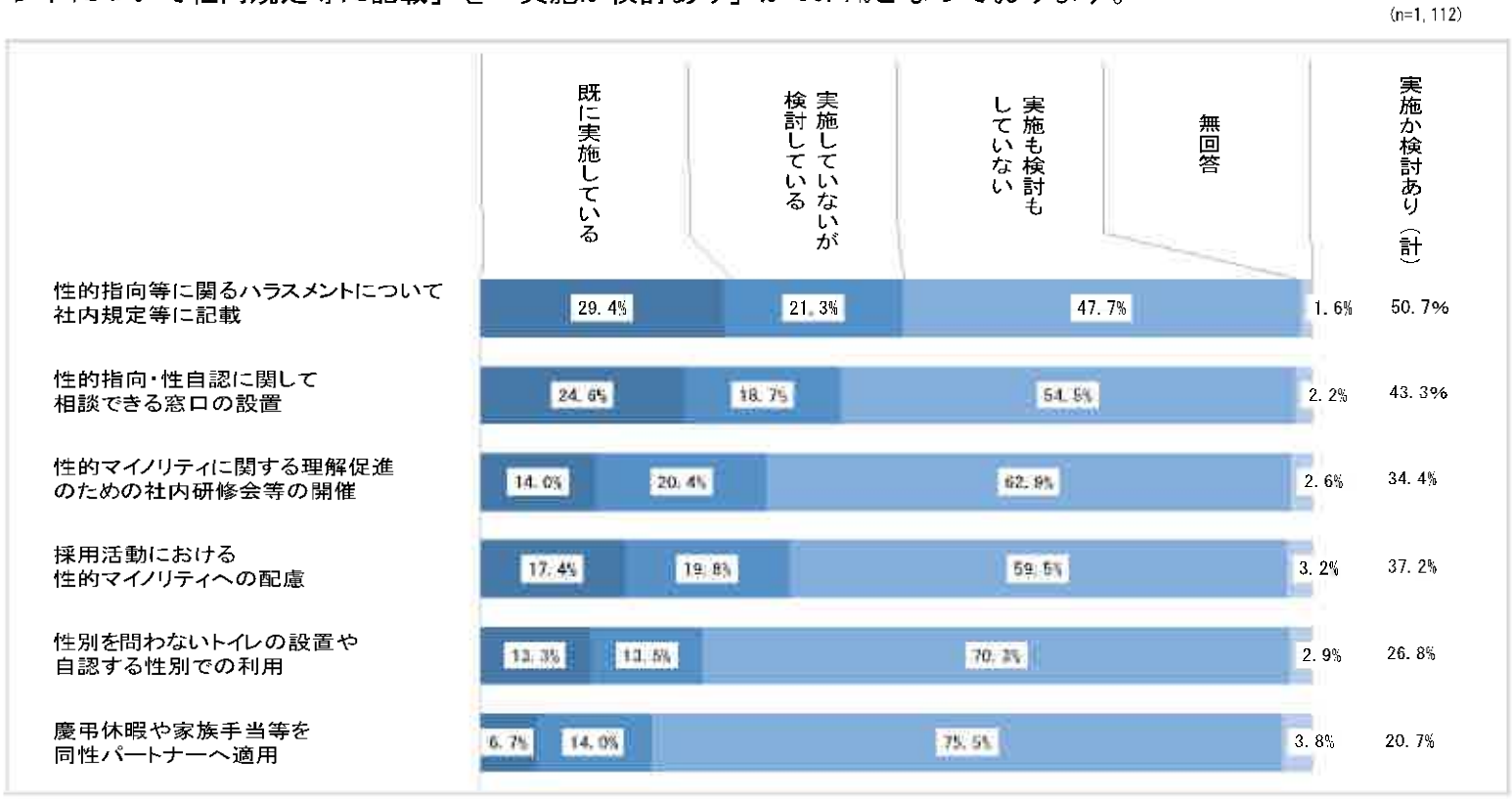
（出典）県県民広聴課「埼玉県政世論調査」（令和６年度）

8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。
9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

（４）企業における取組の状況

①　性的マイノリティのための６種の取組の実施・検討状況

令和２年度（２０２０年度）に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

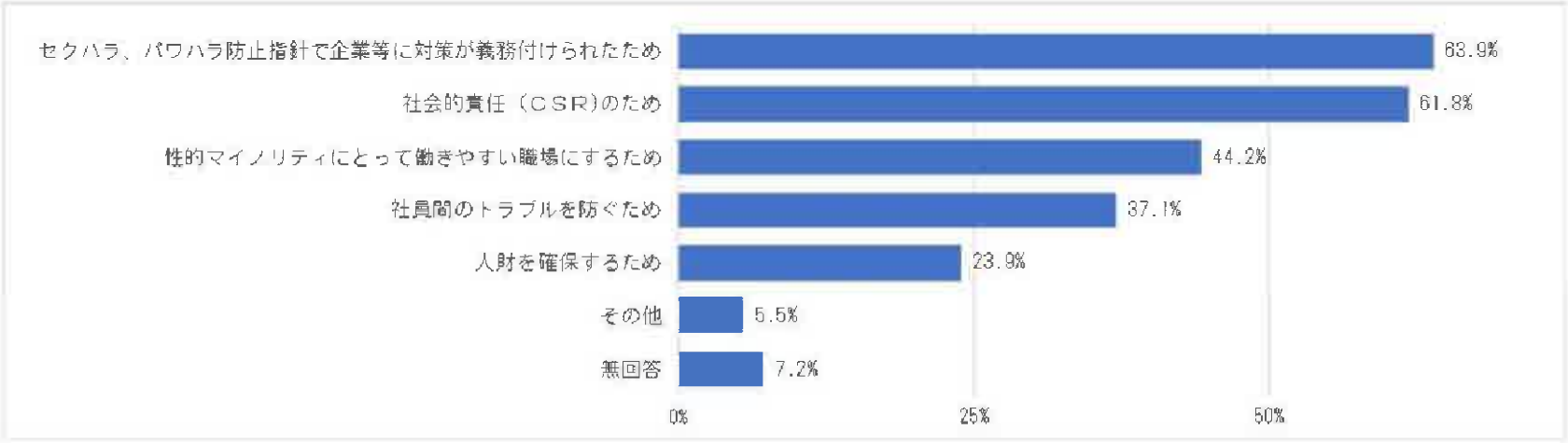


（出典）県人権推進課「ＬＧＢＴＱ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和２年度）

② 性の多様性に関する取組を実施・検討している理由

提示した６種の取組を実施・検討している事業所（704 事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられため」（63.9%）、「社会的責任（ＣＳＲ）のため」（61.8%）の順となり、６割を超えています。

(n=704)

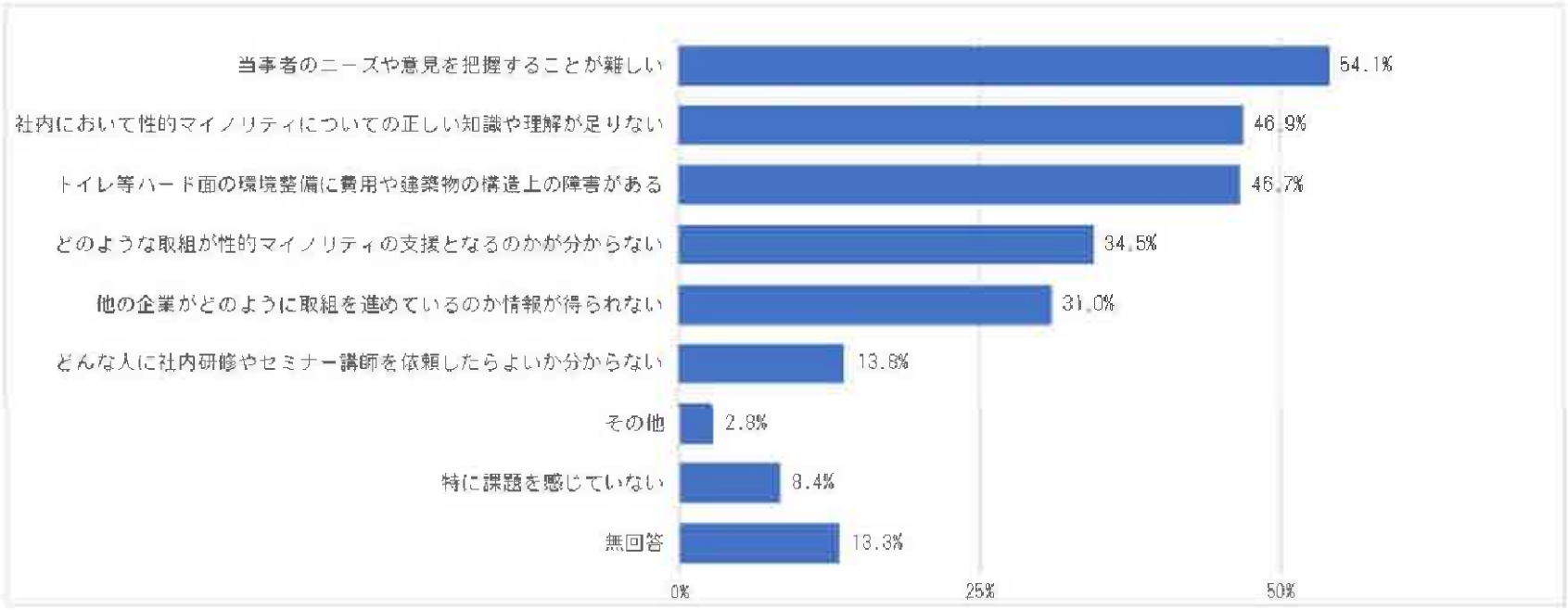


（出典）県人権推進課「ＬＧＢＴＱ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和２年度）

③　性の多様性に関する取組を進める上での課題

性の多様性に関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」（54.1%）が５割台半ばで最も高くなっています。

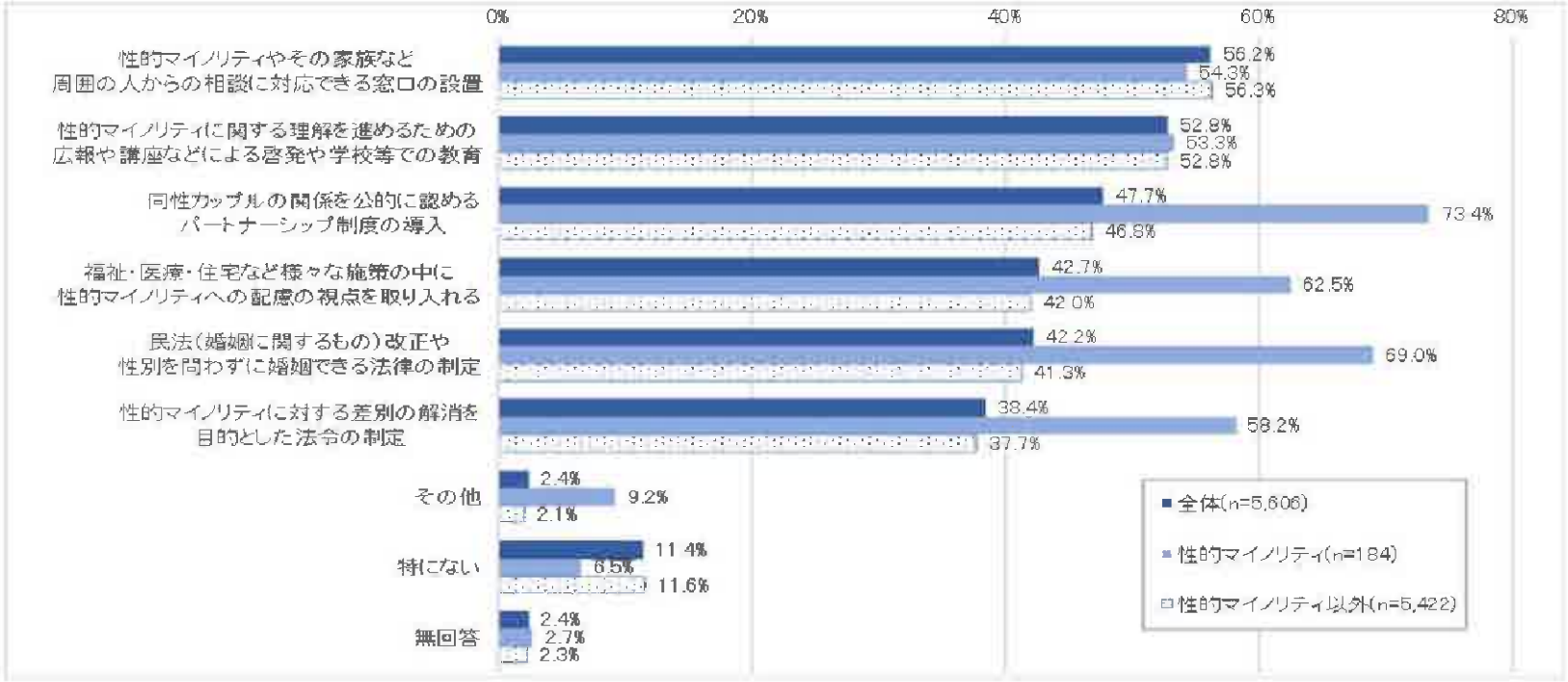
(n=1,112)



（出典）県人権推進課「ＬＧＢＴＱ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和２年度）

（５）性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がするべき取組

令和２年度（２０２０年度）に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」（56.2%）、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」（52.8%）の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」（73.4%）が最も高くなっています。



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和２年度）

５ 第１期計画の成果と課題

第１期計画では、「性の多様性を尊重した社会づくり～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～」を計画の目標に掲げ、それを踏まえた３つの基本方針及び指標を定め、様々な施策に取り組んできました。３つの指標のうち、令和６年度末時点で「にじいろ県民講座参加者数」「埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数」は目標値を達成し、「性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合」は目標値達成に向けて取り組みました。ここでは、各基本方針における主な実績、指標の達成状況及び課題と第２期計画の方向性を示します。

（１）基本方針及び主な実績

NO	基本方針	主な実績
1	**性の多様性に関する理解の増進**	①にじいろ県民講座の実施 目標値：令和 5～7 年度累計 18,000 人 実績：令和 5～6 年度累計 32,185 人 ②にじいろ企業研修の実施【基礎編】令和 5 年度：377 件　令和 6 年度：866 件 【実践編】令和 5 年度：17 件　令和 6 年度：13 件 ③埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワークの設置　令和 6 年 10 月 ④性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合 目標値：100%　実績：令和 6 年度末 90.6%
2	**相談しやすい体制の充実**	①にじいろ県民相談の実施　令和 5 年度：340 件　令和 6 年度：484 件
3	**暮らしやすい環境づくり**	①埼玉県アライチャレンジ企業登録制度[10]の実施 目標値：令和 7 年度末累計 220 社 実績：令和 6 年度末累計 223 社 ②埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議の設置　令和 6 年 1 月 ③権利や身分に関する県の制度や手続の見直し 令和 6 年 10 月調査 総計：457 対応済み：349　見直す・見直す方向で検討：29 方向性も含めて検討：2　県独自では見直せない：77 ④埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーの開催　令和 6 年度 186 人参加

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

（２）指標達成状況

NO	推進指標	部局	目標値	実績値
1	**にじいろ県民講座参加者数**	県民生活部	18,000 人 （令和 5～7 年度累計）	32,185 人 （令和 5～6 年度累計）
2	**性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合**	教育局	100% （令和 7 年度末）	90.6% （令和 6 年度末）
3	**埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数**	県民生活部	220 社 （令和 7 年度末累計）	223 社 （令和 6 年度末累計）

（３）課題と第２期計画の方向性

令和６年度に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」及び「性自認」という言葉の認知度は６割を超えている一方、「アライ」及び「アウティング」については、２割程度となっていることなどから、性の多様性に関する県民の理解は進んできているものの、十分とは言えません。より県民の理解を進めていくためには、これまでの取組を継続し、拡充していく必要があります。

また、にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社会保険労務士会等の専門支援機関につないでいく必要があります。

以上を踏まえ、全ての人が自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、第２期計画では第１期計画の基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充します。特に、性的マイノリティが困り事を解決できる支援体制を構築します。

第2章　計画の基本的な考え方

１　計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

２　計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第３条の基本理念を踏まえ３つの基本方針を定めます。

（１）性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

（２）相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

（３）暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

３ 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進	１　県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	２　性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
		③家庭、地域社会における学習機会の提供
Ⅱ　相談しやすい体制の充実	１　相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
	２　県内相談機関への支援	①県内相談機関向け研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ　暮らしやすい環境づくり	1　安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦関係機関・団体と連携した支援体制の構築
	2　働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及
		④県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進

4　計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	**性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合**	県民生活部	26.3%（令和7年度）	36.0%（令和10年度）	県実施のインターネット調査において、「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した人の割合。計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を達成するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、10年後までに計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」の達成を目指し、目標値を設定。
2	**アライの認知度**	県民生活部	21.6%（令和6年度）	42.0%（令和10年度）	アライとは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。 県政世論調査において、「アライという言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。第1期計画でにじいろ県民講座の参加者数が目標値を大きく上回ったことから、第2期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。	現状の認知度21.6%（令和6年度）に現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定。
3	**性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合**	教育局	90.6%（令和6年度末）	100%（令和10年度末）	教育局実施の調査において、教科指導（授業）で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。第1期計画に引き続き、授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。 ※教科指導（授業）、外部講師による講演、図書館でのコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫等	どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校において授業をはじめとする取組が継続されることを目指し、第1期計画の目標値を維持する。
4	**埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数**	県民生活部	223社（令和6年度末累計）	600社（令和10年度末累計）	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。第1期計画に引き続き、埼玉県における性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込み、更に増加数を毎年度向上させることを目指し、目標値を設定。

第3章　計画の内容

基本方針Ⅰ　性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、ＳＮＳなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和２年度（２０２０年度）に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は3.3%で約30人に１人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言えます。性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は６割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、性的マイノリティは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

性的マイノリティの多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で性的マイノリティについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1　県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等[11]」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア　リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビ、ＳＮＳ等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

（県民生活部）

イ　県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

（県民生活部、教育局）

ウ　性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、こどもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

（県民生活部、福祉部）

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修[12]」を実施します。

（県民生活部）

---

11 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第４条で禁止されている次の行為のこと。
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。
正当な理由なくアウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

12 県が事業者を対象に実施する、性の多様性に関する研修のこと。

③　県職員に対する研修等の実施

性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー[13]」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

④　性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア　あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

（県民生活部）

イ　全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワーク[14]」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査[15]」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

（県民生活部）

13 性的マイノリティが安心して県の機関を利用できるよう、アライの県職員を増やすために実施する、性的マイノリティとの対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。
14 令和６年 10 月 31 日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。
15 大学等における取組を進めるに当たり、令和６年度（２０２４年度）に実施した現在の取組状況を把握するための調査。

【具体的施策】

２　性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

①　児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

（教育局）

②　教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

（総務部、教育局）

③　家庭、地域社会における学習機会の提供

市町村教育委員会やＰＴＡ等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

（教育局）

基本方針Ⅱ　相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティは、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1　相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、性的マイノリティや周囲の方から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

①　県民向け相談の実施

ア　「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）[16]」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

16 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やＳＮＳで相談できる専門相談窓口のこと。

イ　アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

（県民生活部）

ウ　県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

（県民生活部、福祉部、教育局）

エ　ＤＶ[17]や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

（県民生活部）

オ　国の自殺総合対策大綱[18]では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。

（保健医療部）

②　学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

（教育局）

17 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
18 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和４年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③　事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談[19]」を実施します。

（県民生活部）

【具体的施策】

２　県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

①　県内相談機関向け研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

（県民生活部）

②　県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

（県民生活部）

19 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応、アドバイスを行い、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

基本方針Ⅲ　暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した性的マイノリティにとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

性的マイノリティが抱える困難の解消を図り、性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

１　安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、性的マイノリティが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、事業者に対して、性的マイノリティの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し

ア 事実婚を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、法律上同性のパートナーも同様に対象とするよう見直しを行いました。

さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者に働き掛けを行っていきます。（全庁）

イ 法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないよう、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】

（県民生活部）

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進

ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、「性の多様性の尊重推進員[20]」により、県庁各課所等における取組を推進していきます。（全庁）

イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】

（全庁）

20 全庁的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各課所等において「性の多様性の尊重推進員」を設置している。

③　学校における性の多様性への配慮

ア　学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

（教育局）

イ　性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

（教育局）

ウ　全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。（再掲）【新規】

（県民生活部）

④　防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

（県民生活部、危機管理防災部、都市整備部）

⑤　各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア　医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。

（県民生活部、保健医療部）

イ　不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深める等、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

（県民生活部、都市整備部）

ウ　金融機関に対し、周知の場を設ける等部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】

（県民生活部、産業労働部）

⑥　市町村への支援

「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議[21]」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

（県民生活部）

⑦　関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア　自らの性の在り方に悩み戸惑う性的マイノリティ、とりわけ若年層を中心とした性的マイノリティ同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

（県民生活部）

イ　経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。【新規】

（県民生活部、産業労働部）

21　性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課（室）長等をもって構成している。

【具体的施策】

2　働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、登録後も更新等の機会を捉えて取組状況を確認するとともに、更に取組が進むよう好事例について横展開を図ってまいります。

（県民生活部）

④　県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア　性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

イ　性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

第4章　計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1　総合的な推進体制

（１）庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関等に「性の多様性の尊重推進員」を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

（２）埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2　市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

３　県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

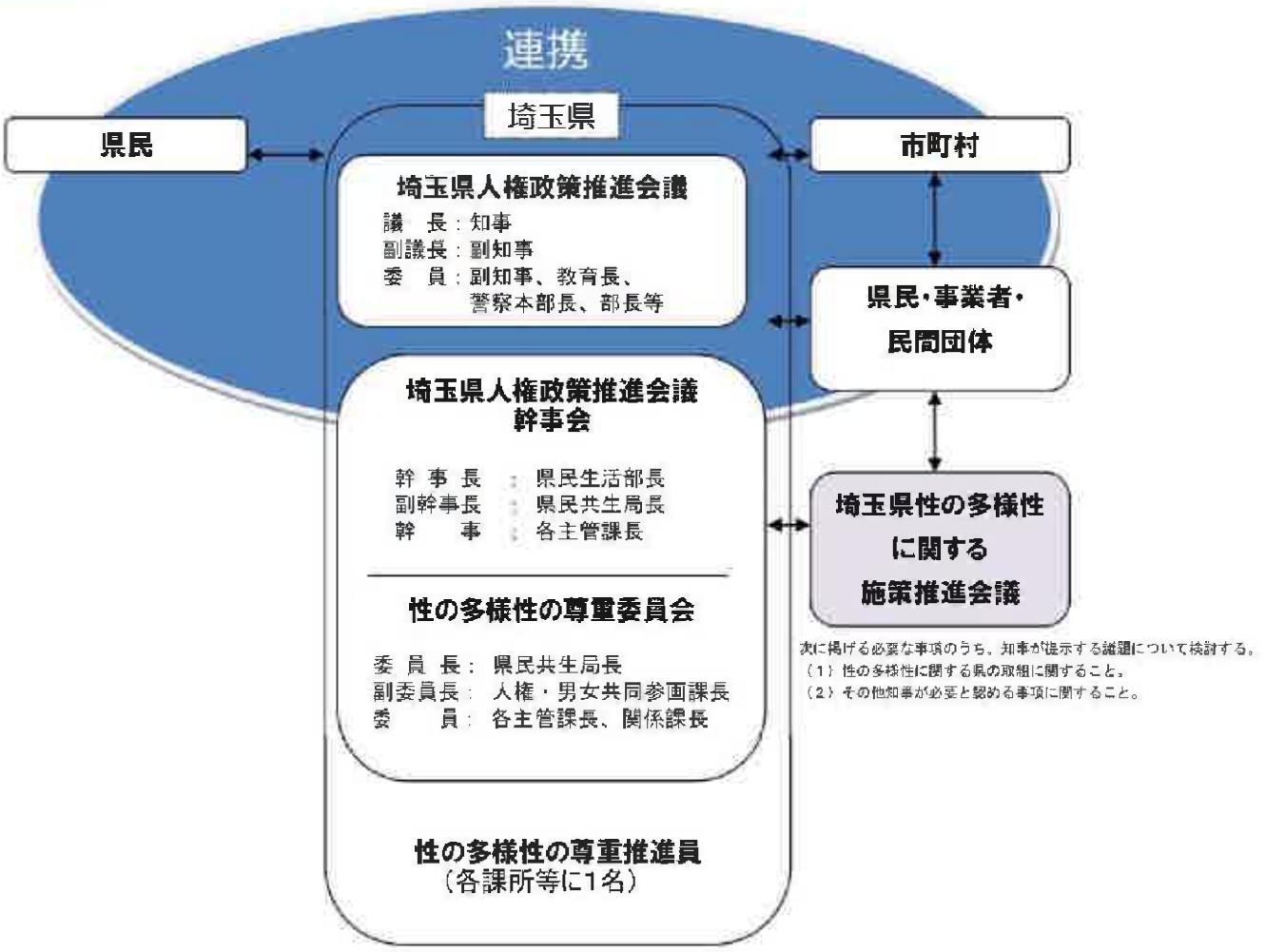
４　計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

５　計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図



次に掲げる必要な事項のうち、知事が諮示する諮問について検討する。
（1）性の多様性に関する県の取組に関すること。
（2）その他知事が必要と認める事項に関すること。

資料編

１　策定の経緯及び関連資料

（１）「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
（２）埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

２　関係法令等

（１）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
（２）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

1　策定の経緯及び関連資料

（１）「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯

ア　埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和７年５月 29 日	第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について
令和７年７月 25 日	第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和８年１月 14 日	第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画最終案について

イ　埼玉県人権政策推進会議　性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和７年６月 20 日	第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和７年８月 21 日	第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

ウ　県民意見募集

県民コメントの実施（令和７年 10 月 20 日から令和７年 11 月 16 日まで、意見数 59 件）

エ　県議会における報告

埼玉県議会２月定例会総務県民生活委員会で「第２期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（案）を行政課題報告（令和８年３月６日）

（２）埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

ア　埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

（設置）

第１条　埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

（１）性の多様性に関する県の取組に関すること。

（２）その他知事が必要と認める事項に関すること。

（構成員）

第３条　推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

（１）性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者

（２）性の多様性に関する当事者支援団体の者

（３）民間企業者団体及び労働者団体の者

（４）市町村の職員

（委員長）

第４条　推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は２年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（推進会議）
第６条　推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。
３　第３条第４号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

（関係者の出席）
第７条　推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

イ　埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

（任期：令和６年７月１日～令和８年６月 30 日）

氏名	所属･役職　等	備考
池田　康幸	三芳町総務課長	R7.4.1～
石崎　裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤　まめた	一般社団法人にじーず代表	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役会長	
島田　恵美	日本労働組合総連合会埼玉県連合会次長	
白神　晃子	立正大学社会福祉学部准教授	
新藤　達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代　美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進担当）	委員長
永井　恵	船橋市立宮本中学校主幹教諭	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園　進也	弁護士	副委員長
松岡　宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
三村　美延	埼玉県公立小・中学校女性校長会長	R7.4.1～
渡辺　大輔	埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授	

（５０音順、敬称略）

２　関係法令

（１）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

（目的）

第一条　この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　性的指向　自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

二　性自認　自己の性別についての認識をいう。

三　パートナーシップ・ファミリーシップ　互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第三条　性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

２　性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第四条　何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

２　何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

３　何人も、正当な理由なくアウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条　県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条　県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条　県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条　事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条　県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針

二　性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三　前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（性の多様性への配慮）

第十条　県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

（制度の整備等）

第十一条　県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（啓発等）

第十二条　県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

２　県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第十三条　県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制等の整備）

第十四条　県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

２　県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十五条　県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

（２）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

（目的）

第一条　この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

２　この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条　国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条　政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条　政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
３　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
５　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
６　政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
７　第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条　国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条　国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
２　事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条　政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条　この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

今後のスケジュール

埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

第3期委員任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日
会議の予定：
＜令和8年度＞
令和8年8月　・第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（令和8年度～令和10年度）について
・県の事業について

＜令和9年度＞
令和9年5月以降　第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（令和8年度～令和10年度）の進捗について